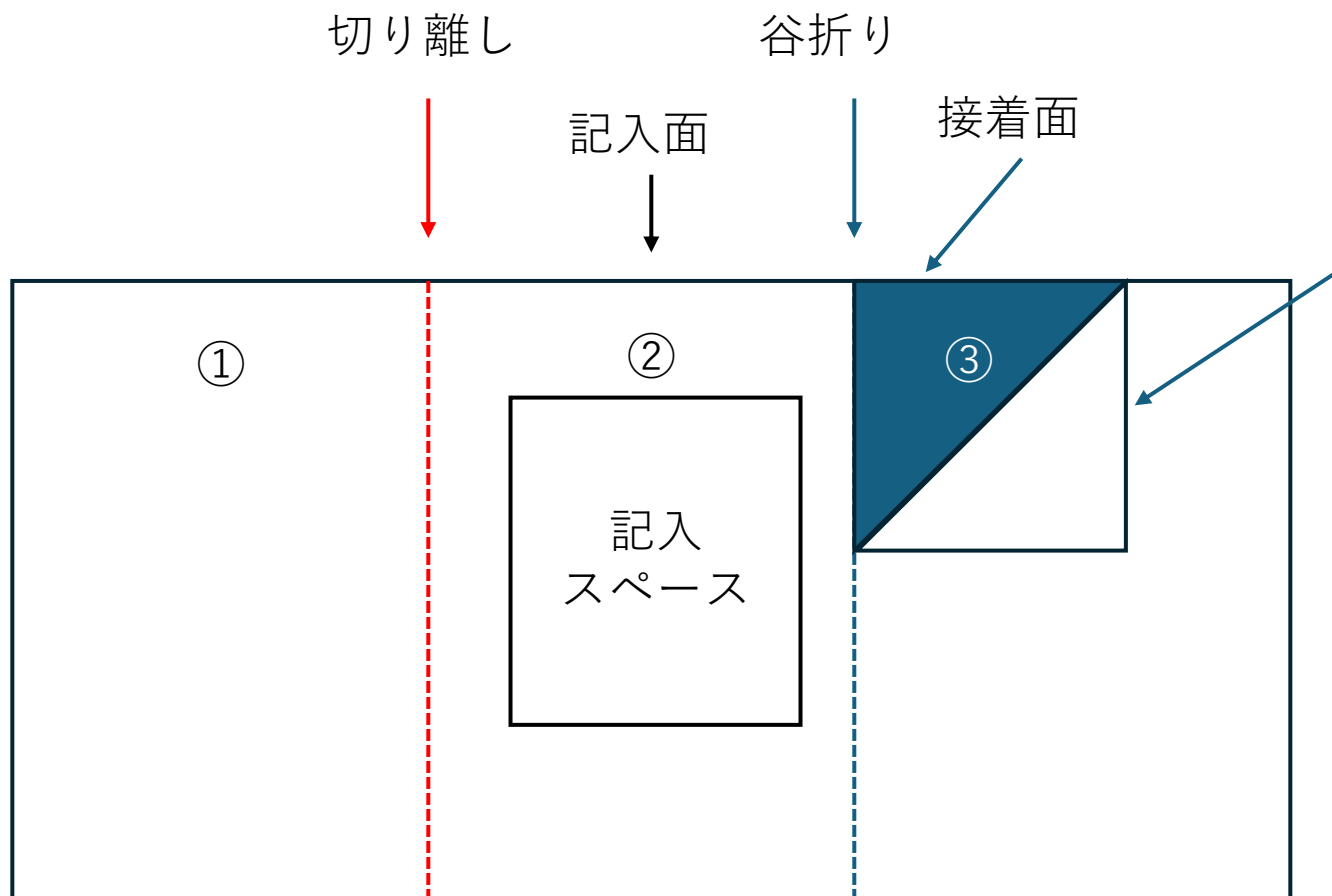


## 令和8年度こどもの権利ノート及びリーフレット作成事業に係る質問及び回答

受付番号	該当書類	該当箇所	質問	回答	更新日
1	仕様書	2頁3③ こどもへの意見 聴取 意見聴取の対 象施設等の選 定と日程調整 について	意見聴取を実施する施設や里親家庭の選定、および県・関係機関との具体的な訪問日程の調整は、県が主体となって行っていただけるのでしょうか？ それとも受託者が主体となって各所へアプローチ・調整を行う想定でしょうか？	意見聴取等のための関係機関との調整は基本的に県が実施することを想定しています。事前の説明等のために、必要に応じて委託事業者から連絡をするように指示する可能性はあります。	R8.6.19
2	仕様書	こどもへの意見 聴取 意見聴取にお けるWEBアン ケートツール の利用につい て	意見聴取の手法として、WEBアンケートの併用を検討しております。 「データ保護及び管理に関する特記仕様書」において外部情報システムの利用は原則禁止（要許可）とありますが、どのような条件での許可となりますでしょうか？あるいは、県が導入されている「ちば電子申請サービス」等を、こども向けアンケートフォームとして利用させていただくことは可能でしょうか？	外部情報システムの利用許可については、契約後にご提出いただくデータ管理計画書の記載をもとに、外部情報システムのセキュリティ、委託事業者の講じるリスク軽減措置等を踏まえて総合的に判断いたします。ちば電子申請サービスは基本的に県の実施するアンケートや調査で利用するもので、委託事業者による操作ができませんので、本事業におけるアンケートフォームとしては利用できません。なお、社会的養護に関わるこどもは、必ずしも回答に必要な電子機器に個人でアクセスできる環境がないことを考慮のうえ、企画提案していただければと思います。	R8.6.19
3	仕様書	2頁3(1)②イ リーフレット リーフレット の「料金受取 人払」承認申 請手続きにつ いて	「料金受取人払い郵便として使用できるよう、はがきとして必要な情報を記載すること」とありますが、郵便局への「料金受取人払」の承認申請手続きは、受託者が代行する想定でしょうか？ それとも県において手続きを行っていただけるのでしょうか？	承認申請手続きは県が行います。	R8.6.19
4	仕様書	1頁3 (1) ② 内容の考案、 デザインの作成	「県と協議し、了解を得たデザイン案により試作版を作成し提出」とありますが6種全てが必要でしょうか？また部数は何部でしょうか？	6種類の納品をお願いします。こどもへの意見聴取に用いることが出来る形であれば、製本された冊子等でなくとも構いません。製本・印刷する場合の部数は、意見聴取の方法によるため、協議のうえ決定することとします。	R8.6.19
5	仕様書	(1) ②内容の 考案、デザイン の作成 イ リーフ レット (1) ④ 印刷 表3 リーフ レット制作仕 様☒	リーフレットの仕様について、仕様書に記載の内容だけでは理解が難しく、こどもが使用する際の具体的なフロー（ミシン目の切り離し方・剥離紙の使い方等）および各面の印刷内容の配置想定などがありましたらご教示いただけますでしょうか。	こどもが使用する際の具体的なフローについては別紙「リーフレット印刷仕様 参考資料」をご参照ください。各面の印刷内容の配置について、記入面を設けること、その裏面に宛先等を記載することを現時点で想定しております。その他、具体的な内容・レイアウトは協議のうえ定めることとします。なお、リーフレット等の印刷データについては貸出が可能ですので、希望する場合はデータ貸出申請書をご提出ください。	R8.6.19

リーフレット印刷仕様 参考資料



剥離紙

1. 記入スペース等にこどもが記入
2. 剥離紙を全てはがす
3. 谷折りし、記入面②と接着面③を張り合わせる
4. ①を切り離す
5. ②と③（接着面）が張り合わされたものを郵送（②裏面に宛先等記載あり。）